

「働くことを軸とする安心社会」を実現する
「社会保障と税の一体改革」に向けて

すべての世代を支える 持続可能な社会保障へ

連合「新21世紀社会保障ビジョン」ダイジェスト



日本労働組合総連合会

はじめに

連合は2010年12月、結成20年の節目にあたり、これまで提起してきた「労働を中心とした福祉型社会」をリニューアルし、めざすべき社会像として「働くことを軸とする安心社会」を提起しました。おりしも、2009年9月、歴史的な政権交代が実現し、連合の掲げる政策の実現可能性も高まりました。そのため、連合がめざす「安心社会」の基盤となる社会保障制度及び税制改革のトータルビジョンとして、2011年6月に「新21世紀社会保障ビジョン」と「第3次税制改革基本大綱」を取りまとめました。

日本の社会経済は、少子高齢化・人口減少、デフレ経済の長期化、非正規労働者の増大、貧困・格差拡大など課題が山積しています。これらの課題を克服するためには、「積極的雇用政策」と連携した「積極的社会保障政策」の推進、そのための安定財源の確保や再分配機能の強化を通じ、社会を支える中間層の再生と経済社会の「好循環」を取り戻すことが必要です。連合は、この目標を実現するため、安心社会を支える「社会保障と税の一体改革」としてこれらのトータルビジョンを提起しました。

2011年3月11日の東日本大震災により、わが国は、これまでの少子化、デフレ経済、貧困等の構造的問題に加え、震災復興・再生という困難な課題にも直面しています。大震災からの復興・再生は、誰もが社会的に支え合い、人と人とのつながりを大切にする価値観など、新たなグランドデザインに基づく、新たな国づくり・地域づくりの第一歩としていく必要があります。これは、連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」とも共通するものです。その意味で、震災からの復興・再生、社会保障改革と税財政改革は、同時並行で取り組むべき課題です。

この冊子は、連合「新21世紀社会保障ビジョン」について、わかりやすく解説したダイジェスト版です。日本の新しい社会づくりの第一歩を踏み出すために、ご活用いただければ幸いです。

2011年7月

連合

Contents

すべての世代を支える持続可能な社会保障へ

—連合「新21世紀社会保障ビジョン」ダイジェスト—

| | page |
|-----------------------------|------|
| 1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」とは? | 1 |
| 2. 安心社会を支える「社会保障と税の一体改革」 | 2 |
| 3. 社会保障をめぐる現状と課題 | 4 |
| 4. 「新21世紀社会保障ビジョン」のポイント | 6 |
| [各論] 4-1 子ども・子育て施策 | 8 |
| 4-2 社会的セーフティネット | 9 |
| 4-3 年金制度 | 10 |
| 4-4 医療保障 | 11 |
| 4-5 高齢者福祉 | 12 |
| 4-6 障がい者施策 | 13 |
| 4-7 居住保障 | 14 |
| 5. 連合の「給付と負担」将来推計 | 15 |

連合「第3次税制改革基本大綱」ダイジェスト版のポイント



1 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」とは？

連合は、働くことに最も重要な価値を置く社会をめざしています。

「人は働くことで人とつながり、社会に参加できる」、その実感が、いま日本を覆う不安をぬぐい去り、人々の安心と経済社会の活力をもたらすと考えるからです。



なぜ、いま「働くことを軸とする安心社会」なの？

いま、多くの人々がさまざまな不安を抱えて生きています。連合の調査（2010年12月）では、「現在の生活や将来に不安を感じることもある」と回答した人が93%にのぼりました。

かつての日本は、安定した「雇用社会」を基盤に経済成長を実現してきました。しかし、バブル経済の崩壊を経て、企業は「株主利益優先」の経営姿勢を強め、短期的利益を確保するため、人件費抑制策を推し進めました。

正規雇用から非正規雇用への置きかえが進み、いまでは非正規労働者は雇用労働者の3分の1を占めるまにな

りました。平均給与所得は1997年をピークに減少を続け、年収200万円以下のワーキングプア（働く貧困層）は1,000万人を超えました。安定した雇用の下で社会を支えてきた「中間層」が二極化し、格差と貧困の拡大が、日本の社会全体に深刻な不安の影を落としているのです。

どうすればこの不安を払拭し、将来に希望のもてる社会を取り戻すことができるのか。そうした問題意識から、連合は、現状と課題をあらためて整理し、2010年12月、めざす社会像とアプローチの方向性として「働くことを軸とする安心社会」を提起しました。



「働くことを軸とする安心社会」ってどんな社会？

「働くことを軸とする安心社会」とは、「働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型の社会」です。

社会は、多くの人たちが働き、互いに支え合うことで成り立っています。私たち一人ひとり、会社で働いたり、モノをつくったり、サービスを提供したり、家事やボランティ

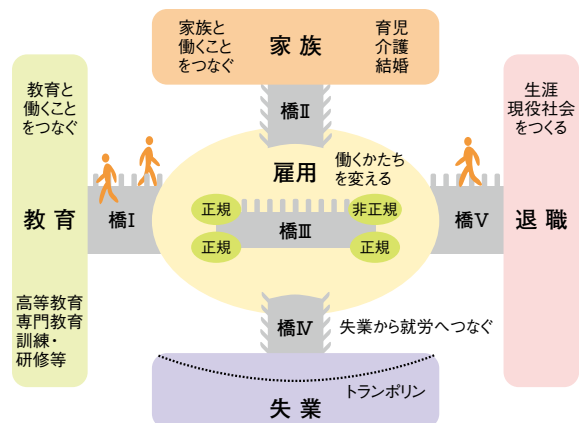
ア活動をしたりと、「働くこと」を通じて人と接し、結びついています。また、「働くこと」によって経済的に自立し、税や社会保険料を納め、社会を支えています。

しかし、一方で、失業や就職難、家庭の事情などで、働きたくても働けない人、働いても生活できない人が増え、格差の拡大や貧困に直結している現実があります。連合は、「働くこと」を支えるために、ディーセントワークの実現や雇用機会の創出、セーフティネットの再構築などを通じて、「働くことを軸とする安心社会」を実現していきます。

「働くことを軸とする安心社会」へのアプローチ

- ①「働くこと」に人々を結びつける「安心の橋」
働きたい人の前に立ちはだかる困難を取り除き、人々を「働くこと」に結びつける「安心の橋」(制度や政策)を整備する。
- ②ディーセントワークの実現
経済的・社会的に自立できる質の高い雇用を実現する。それは、労働生産性の向上、企業価値の向上にもつながる。
- ③雇用の質的強化と機会創出
職業訓練などの積極的労働市場政策を充実させ、ワークライフ・バランスを定着させる。質の高い労働力を生かした成長戦略によって雇用を創出する。
- ④切れ目のない安心のセーフティネット
出産から子育て、教育、就労、老後まで生涯を通した切れ目のない安心で人生の選択肢を広げる。
- ⑤安定的な名目成長と公正な配分の実現
政府の「新成長戦略」を着実に推進し、デフレの悪循環を断ち切り、経済を安定的・持続的な成長軌道にのせていく。

困難を取り除き、働くことに結びつける5つの「安心の橋」



安心社会を支える 社会保障と税の一体改革

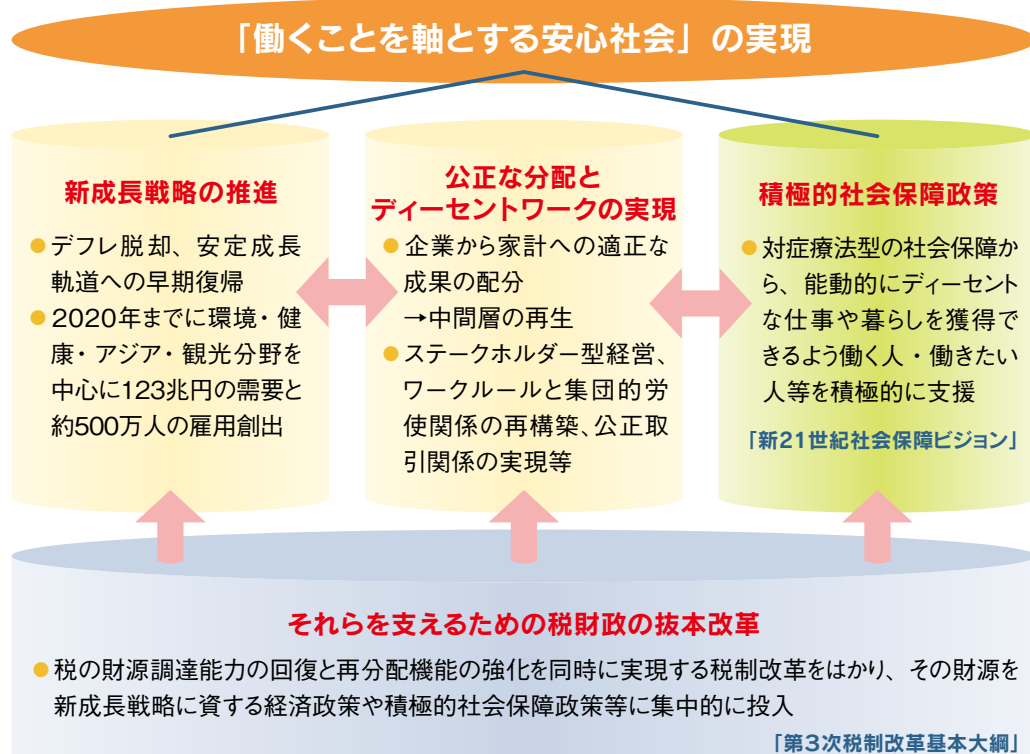
働くことを積極的に支援し、
社会の安定と
経済・財政の好循環をつくろう

この「新21世紀社会保障ビジョン」と「第3次税制改革基本大綱」は、連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のトータルビジョンとして、その理念と具体的改革の方向性を示しています。とくに、非正規労働者が増え、貧困層が拡大している状況を是正する観点から、積極的な雇用政策と社会保障政策との連携、社会保障制度の維持と機能強化のための安定財源の確保を強調しています。これらを通じて、社会を支える中間所得層の再生をはかり、社会の安定と経済・財政の好循環を取り戻すことを提起しています。

連合が考える 「社会保障と税の 一体改革」 の特徴

- 財源や社会資源などが人生後半期に「偏重」している社会保障制度から、「人生前半期」の子ども・子育て支援や若者の就労支援などのニーズに能動的に対応する「全世代支援型」の社会保障体系に転換する。
- 税制については、①消費税偏重としない「所得・資産・消費」課税のバランスのとれた税体系、②所得税を基幹税として再構築し所得再分配の機能強化、③消費税は社会保障制度の維持・強化に全額充当、④地方分権や社会保障の充実のための安定的な地方税体系の構築等、を柱とする抜本改革を行う。
- 「新21世紀社会保障ビジョン」は2025年を、「第3次税制改革基本大綱」はその中間地点の2020年を目途に実現をめざす。また、一定の前提のもとに「給付と負担」の将来推計を行い、世帯類型・年収別の「家計負担」(税・保険料負担)の推計を行った。

「働くことを軸とする安心社会」を支える 社会保障と税の一体改革





なぜ、「社会保障と税の一体改革」なの？

急速なグローバル化や世界経済危機等による経済停滞と非正規労働者の増大、さらに家族や地域コミュニティの機能低下が、わが国の少子高齢化・人口減少に拍車をかけています。その結果、不安定・低賃金の労働者等が増大し、雇用・生活・将来不安も高まり、国内消費を低迷させ、さらなる物価下落とデフレ経済の悪循環に陥っています。

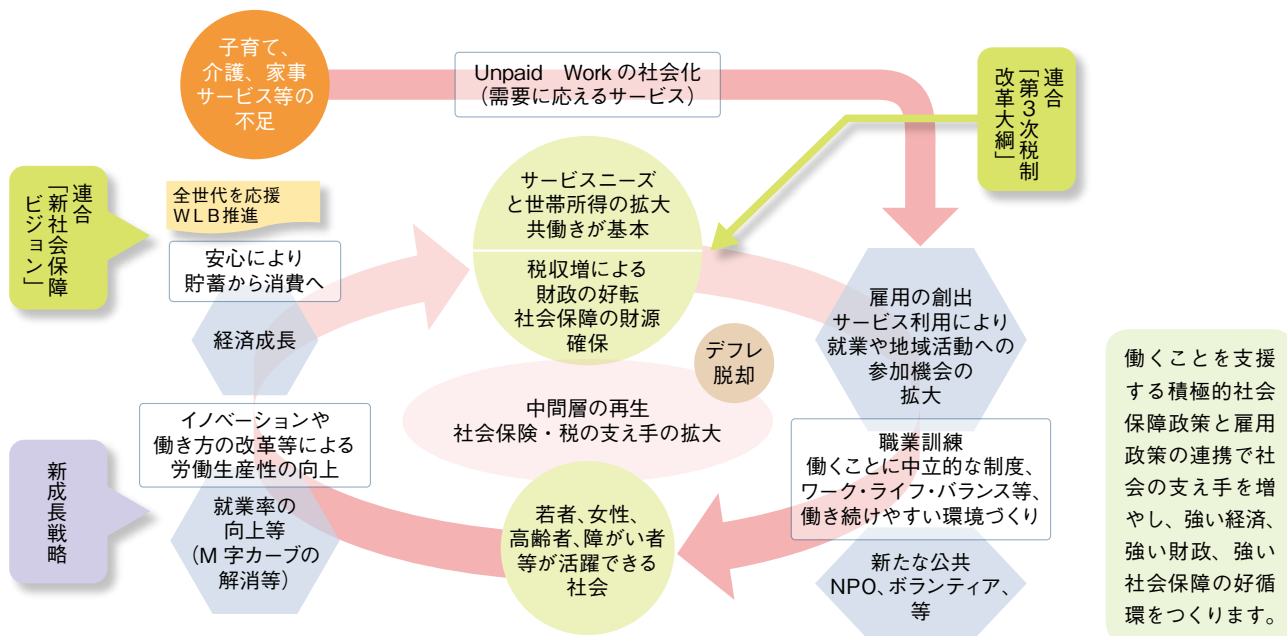
さらに、家族機能の低下や変化をカバーする社会的支援（子育て、介護サービス等）やセーフティネット機能が不十分なため、女性、若者が良質な就労に付けず、貧困と格差を拡大させ、社会保険の支え手の減少、税収減による財

政悪化をもたらしています。

この「悪循環」を断ち切ることが、今回の「社会保障と税の一体改革」の目的でもあります。子ども・子育て支援や介護など社会的サービスの充実、積極的な就労支援、「第2のセーフティネット」の整備、所得再分配機能の強化等を通じ、女性、若者、高齢者、障がい者等に安定・良質な雇用を保障します。

働くことを通じて、誰もが活躍できる社会を実現し、安定した収入が得られ、社会保険・税の支え手となる、まさに社会を支える「中間層」を再生します。

積極的社会保障政策と経済・財政・雇用の関係（好循環）



「厚生労働白書」（2010年度）を参考に連合作成

「新21世紀社会保障ビジョン」と「第3次税制改革基本大綱」のポイント

- 社会保障ビジョンの基本方向としては、
 - ① 社会連帯と支え合いで社会的排除のない社会実現に向けたソーシャル・インクルージョン政策の推進
 - ② 「人間の安全保障」と社会保障の機能強化
 - ③ 全世代支援型の社会保障への転換
 など、5本の柱を提起しています。

- 税制改革では、「公正・連帯・納得」の改革理念に基づいて、
 - ① 納税者の立場に立ったわかりやすい税制
 - ② 所得再配分機能の強化
 - ③ 少子高齢社会を支える税制
 - ④ 地方税財政の改革
 など、7つの改革の視点を提示しています。

「家族」と「企業」に依存してきた日本型福祉は、限界に達しています。核家族化や単身世帯の増加、高齢化と少子化の進行と相まって、家族や地域の支え合い機能は低下しています。グローバル競争を背景に「企業」の福祉機能の切り下げが続き、不安定雇用や貧困が拡大するなかで社会の支え手が縮小しています。そのため、財政が悪化して、社会保障の機能が低下し、国民生活の安心が損なわれ、経済の低迷が続くという悪循環に陥っています。

一人ひとりが、働くことを通じて経済的に自立し、能動的に社会に参加することを支援する仕組みの再構築を通じて、社会の支え手となる「中間層」を再生していくことが大きな課題となっています。



日本の社会保障が直面する問題とは？

① 少子高齢化の進行と家族の変化

2005年に20.2%であった高齢化率（65歳以上人口の割合）は、2025年に30.5%に達する一方、労働力人口は数百万人減少する見込みです。また、高齢単身者や高齢者のみ世帯が増加、家族や地域の支え合い機能も低下しています。医療、介護・年金などのニーズが飛躍的に増大する中で、支え手である就業人口が増えなければ制度が維持できなくなる恐れがあります。

② 非正規労働者の増大と貧困・格差の拡大

経済のグローバル化、労働市場の規制緩和の下、不安定低賃金の非正規労働者が増加し全労働者の3分の1を超えました。その多くは、社会保険や労働保険の適用を受けられず、雇用のセーフティネットから抜け落ちています。「中間

層」が二極化し、ワーキングプアなど貧困層が増加、自殺や児童虐待など、社会的病理も深刻化しています。

③ 国民皆保険・皆年金の危機

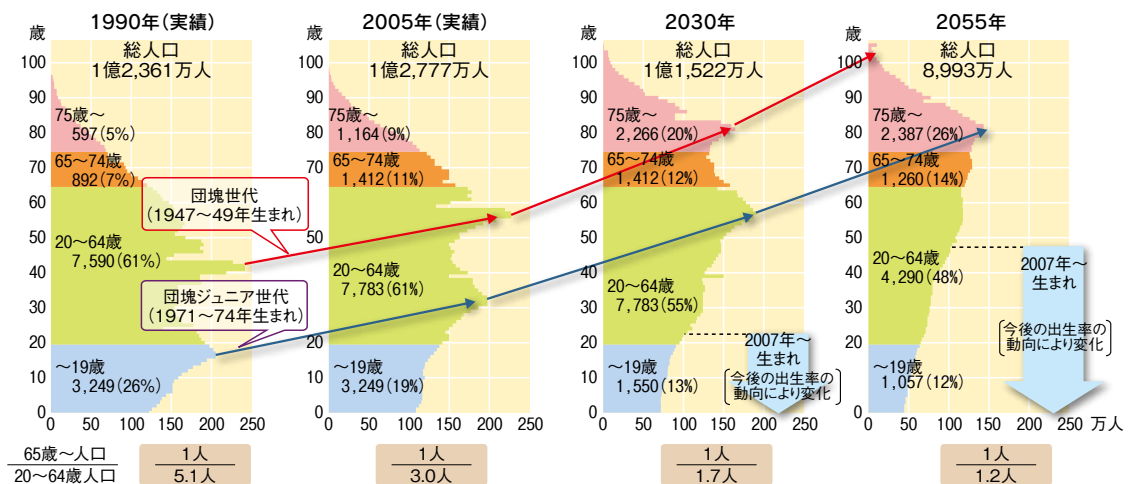
企業が社会保険料負担を回避する傾向が強まり、非正規労働者が増大する中で、本来被用者保険でカバーされるべき労働者が、国民健康保険や国民年金制度に加入しており、国民年金第1号被保険者では約4割が雇用労働者です。非正規労働者や低所得者層の未納・未加入も増大、皆年金・皆保険制度が大きく揺らぐ事態になっています。

④ 新自由主義モデルの行き詰まり

新自由主義的な経済成長モデルは、金融・資本市場の自由化、労働市場の規制緩和などとともに、社会保障を自己責任と市場へ移行させようとしてきました。人々の安心

人口ピラミッドの変化と「労働力率」

わが国の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている姿になっています。少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える姿になると推計されています。



● 課題は労働力率アップ

労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口）は、2005年61.5%から2010年60.7%と低下しています。男女別に見ると、男性73.4%（05年75.3%）、女性49.1%（05年48.8%）。女性の「M字カーブ」を是正し、若者や高齢者の就労支援により、就業人口を増やしていくことが必要です。

を担保する社会保障はコストと見なされ、その費用抑制と自己責任論は人々を不安に陥れ、結果として経済や社会の活力を削いできました。

⑤「日本型福祉社会」の限界

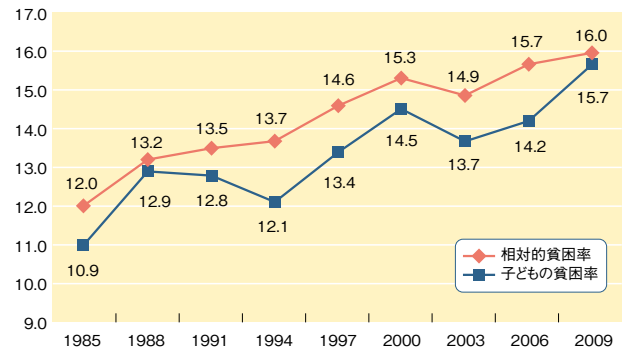
「家族」と「企業」に大きく依存してきたいわゆる「日本型福祉社会」は、核家族化や単身世帯の増加、少子高齢化の進行、非正規労働者の増大、企業の福利厚生機能の切り下げなどにより限界に達しています。多様なライフスタイルに対応し、人生の様々なリスクや困難に対応する社会的支援の仕組みの再構築が求められています。

⑥社会保障財源の逼迫と再分配機能の低下

社会保障の経費は、社会保険料約57%・公費負担(税)約32%・利用者負担等で賄われています。2008年の社会保障給付費は95兆円弱に達し、毎年の自然増分が1兆円程度必要になっています。将来を見据え、安定的な財源

確保が急務となっていますが、合わせて、低所得者層への税の逆進性や社会保障による再分配機能が低下している構造についても一体的に見直す必要があります。

わが国の貧困率の状況



出典:厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」



社会保障改革の課題とは?

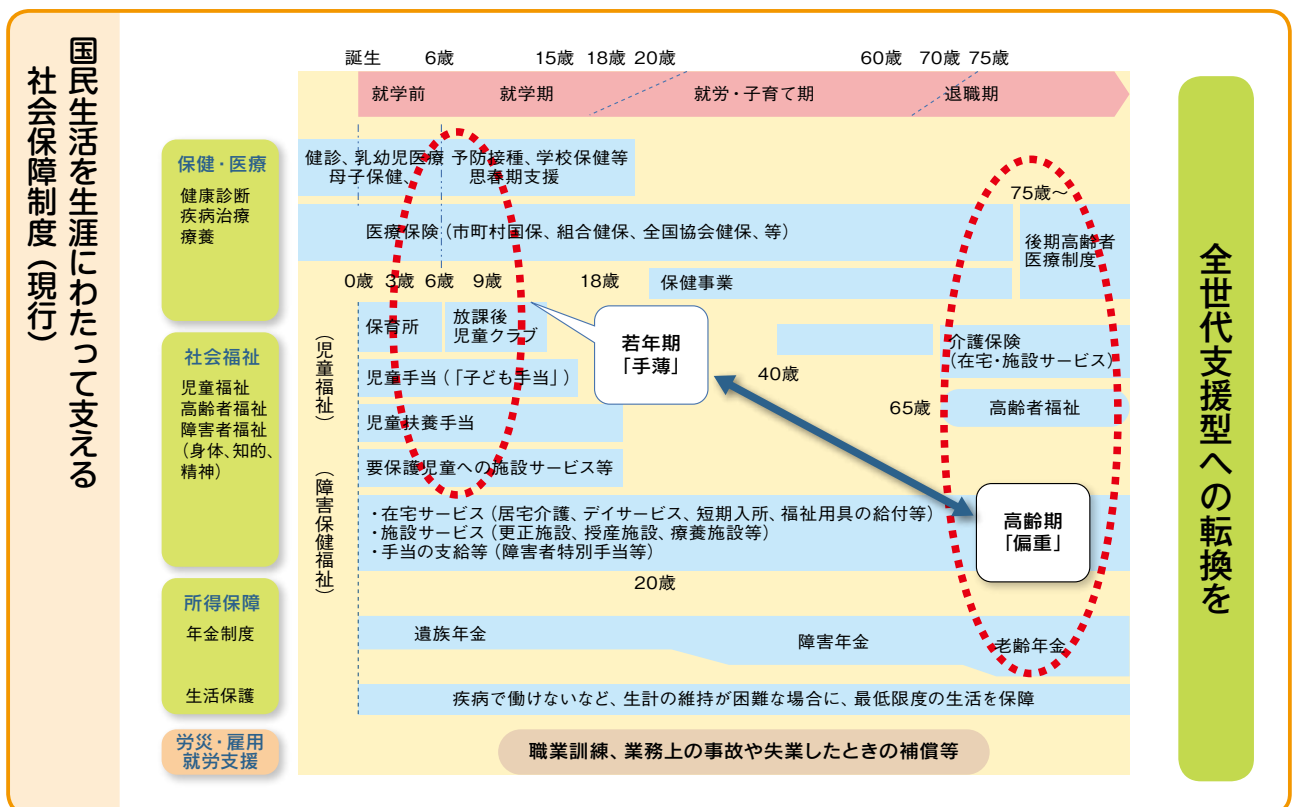
経済社会の変化、現行制度の問題点を踏まえると、課題は次の4つに整理できます。

《課題1》人生の様々なリスクに対応する福祉や最低生活保障、就労支援などの社会的機能を強化し、貧困に陥る前に社会全体で能動的に支え合う“社会的支援システム”へのパラダイム転換をはかる。とくに人生前半期への支援を強化し、「全世代支援型」社会保障への転換をはかる。

《課題2》社会保障の財源を安定化させるため、税による財源確保とともに、質の良い雇用と就業人口・支え手を増やす。

《課題3》一人ひとりが、働くことを通じて経済的に自立し、能動的に社会に参加することを支援する仕組みの再構築を通じて、社会の支え手となる「中間層」を再生する。

《課題4》政府、与野党はじめ、すべてのステークホルダーが課題を共有し、負担と給付のあり方も含め、社会保障機能強化のための制度設計議論を積極的に進めていく。



新21世紀社会保障ビジョンのポイント

積極的社会保障政策と
全世代支援型で
経済社会の好循環をつくりだそう

連合「新21世紀社会保障ビジョン」の最大のポイントは、「積極的社会保障政策」と「全世代支援型」への転換を打ち出したこと。社会保障は、社会の安心と安定の基盤であり、その活力の源泉となるものです。貧困と社会的格差、人々の孤立が拡大すれば、社会不安から治安の悪化などの問題が深刻化し、結果として社会的コストが増大します。また、社会保障は、経済の重荷ではなく、個人消費を支え、有効需要や雇用機会を創出して経済社会の成長にも寄与します。社会を支える中間層の再生と、経済社会の好循環を実現するために、その機能強化を積極的に推進する必要があります。



連合「新21世紀社会保障ビジョン」がめざす社会保障の姿とは？

これまでの社会保障は、救貧や貧困への防波堤、病気やけが、加齢などその都度のリスクへの対応という、いわば対症療法的な支援が中心。これに対して、新ビジョンは、貧困に陥る前に、就労を軸に積極的・能動的に支援を行う積極的社会保障政策を打ち出し、経済や雇用の改善につながる具体的な制度設計を提起しています。

基本方向は5つ。

1つめは、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）政策の推進。制度的支援とパーソナル・サポートを組み合わせ、包括的な切れ目のないサービス体系を構築します。

2つめは、「人間の安全保障」と社会保障の機能強化。社会保障はコストではなく、持続可能な社会を支える「未来への投資」と位置づけます。

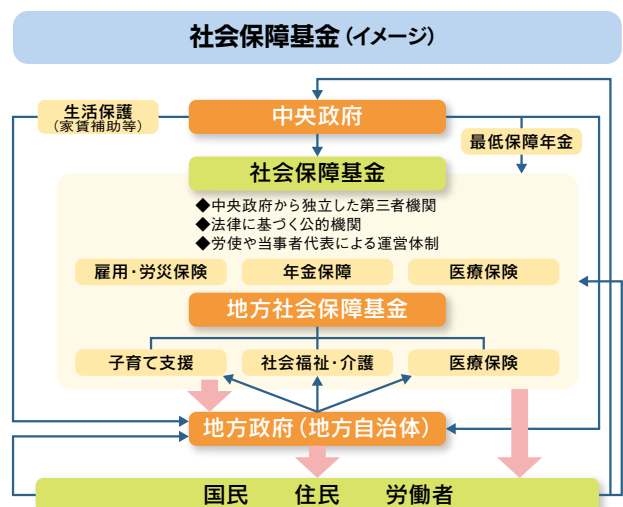
3つめは、積極的社会保障政策と積極的雇用政策の連携。ひとたび労働市場から排除され貧困に陥ると、「働くこ

と」に復帰することが困難となっています。雇用政策と社会保障の連携を強め、労働市場への復帰を支援するトランポリン型のセーフティネットを構築し、貧困に陥る前に多様な支援メニューでサポートします。

4つめは、全世代支援型の社会保障体系の構築。これまでは子育てや住宅、失業リスクなどの保障機能の多くを家庭や企業が担っていたため、社会保障給付の重点は「高齢期」に重点化されてきました。しかし、社会保障制度を持続可能なものにするためには、人生前半期・子どもや若者の育成・支援、現役世代への就労支援を重視し、現役世代がメリットを実感できる全世代支援型に改革します。

5つめは、社会保障の安定財源の確保。「社会保障と税の一体改革」を通じて、国民合意の下に安定財源を確保します。

積極的社会保障政策のスキーム



●積極的社会保障政策

新自由主義的政策の下で、社会保障は、国家財政や経済の重荷（コスト）とみなされ、その削減政策がとられてきました。しかし、その結果、各国で格差や貧困が社会問題となったことから、「社会保障は生産的なものであり経済成長にもプラスになる」という社会保障の積極的な役割を重視する考え方（＝積極的社会保障政策）が注目されています。これは、「EU社会戦略」の基本政策にもなっています。

●ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）

失業、低いスキル、貧困などの不利な状況から、社会への参加が困難になっていることを「社会的排除」といい、「社会的排除のない社会」をめざす政策をソーシャル・インクルージョンと呼んでいます。



積極的社会保障政策への転換、どう進めていくの？

積極的社会保障政策における

「5つの重点戦略」

少子高齢社会では高齢者人口が増大するとともに、労働力人口が減少します。将来社会の担い手世代の育成と就業率の向上を同時に進め、活力ある持続可能な社会を実現していくことが、積極的社会保障の大きな課題となります。

そのために、①子ども・子育てを社会全体で支えるしくみをつくること、②第2のセーフティネットを確立すること、③高齢期の安心を保障すること、④安心の住まいを保障すること、⑤労使代表等が参画する「社会保障基金（仮称）」を創設すること、を5つの重点戦略として位置づけ、抜本改革と制度構築を進めていきます。

社会保障機能強化のための基盤整備

社会保障改革を推進していくためには、社会保障制度の改革だけでなく、横断的な社会基盤の整備が必要になります。その主要な課題は、次の6つです。

①医療・介護・福祉等のサービスの担い手の育成と確保
社会保障分野の人材不足が深刻。抜本的な処遇改善や専門的な人材の育成・確保の仕組みづくり、戦略的な産業育成と雇用創出が必要。

- ②国と地方の役割分担の明確化と連携強化
市民のニーズに基づき、国と地方の役割分担と責任を明確にする。ナショナルミニマムによる最低基準の堅持と、生活基盤である地域におけるサービス基盤の拡充を図る。
- ③当事者自治とガバナンスの確立
各種制度の運営に、保険料拠出者や利用当事者の参画をビルトインし、参加型の運営及び制度を構築する。
- ④積極的社会保障政策推進のための財源確保
社会連帯による「負担の分かち合い」が不可欠。社会保障に必要な費用は、合意と納得の下に負担していく必要がある。連合の推計では、2025年の国民負担率は41%程度となるが、2010年現在のドイツと同程度の負担率。
- ⑤社会保障と税の「共通番号」制度の早期導入
年金の給付管理や「給付付き税額控除」導入等のため、社会保障制度と税制に活用できる、社会インフラとしての「共通番号」の導入が必要。
- ⑥社会保障改革に向けた国民的「協議の場」の設置
国民合意の下に社会保障を改革し、その信頼を高めるためには、超党派、労使、国民各層が参加する社会保障に関する「協議の場」の常設が必要。



労働組合の役割は

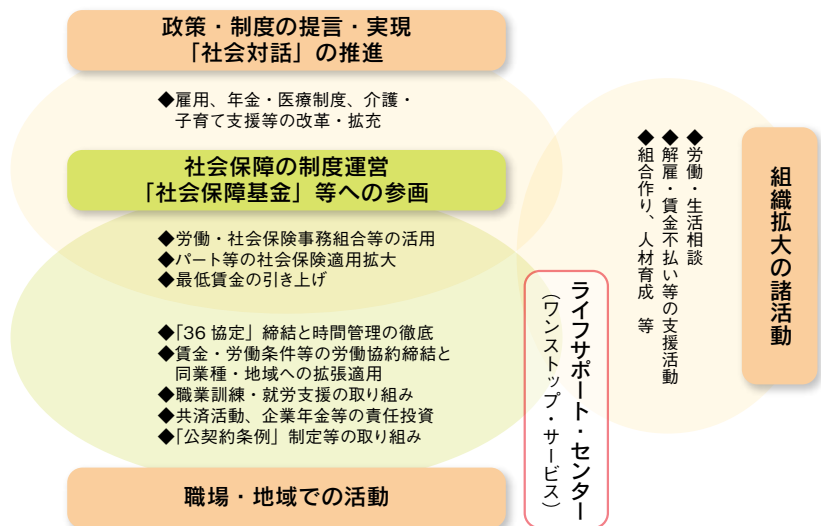
社会保障は、「助け合い」（社会連帯）のシステムであり、この「連帯」こそ労働組合の「原点」と「力」です。積極的社会保障政策の推進、制度運営への主体的な参画をはかるとともに、組織拡大活動などを通じて、労働組合自身のセーフティネット機能の役割を發揮していかなければなりません。

また、医療・介護分野の職員数は、2007年の385万人から2025年には約670万人に増員が必要と推計されます。拡大する社会保障のニーズに応え、サービスの質の向上と量を確保するためには、担い手となる専門的な人材の育成確保、関連労働者の労働条件の改善が不可欠です。労働組合として、積極的に役割を果たす必要があります。

労働組合の役割

- ①社会保障分野における政策提言の能力向上と「社会対話」の推進（超党派、労使、各界代表からなる「協議の場」設置）
- ②制度運営への主体的参画（参加型社会保障）の推進
- ③社会保険の完全適用に向けた取り組み
- ④労働組合自身のセーフティネット機能の強化
- ⑤雇用確保とワーク・ライフ・バランス推進の取り組み
- ⑥職域での共済活動と労働者自主福祉活動の推進
- ⑦新たな地域コミュニティの形成と参画
- ⑧雇用と年金との接続、企業年金等の責任投資の取り組み

積極的社会保障政策の推進に向けた労働組合の役割と活動領域（イメージ）



2025年の姿

2025年には、「チルドレン・ファースト」の基本理念のもと、すべての子どもと子育てを社会全体で支える仕組みが実現し、子どもと子育て家庭は切れ目のない総合的な子ども・子育て支援を受けることができます。これにより、子どもには幼少期から成人として社会に羽ばたくまでの豊かな育ちの権利が保障され、「子どもの貧困」や「ひとり親世帯の貧困」が解消しています。また、子育てで孤立することなく、安心して妊娠・出産、子育てすることが可能となるとともに、仕事と子育ての両立がしやすい環境が実現し、「M字カーブ」が解消しています。



現状・ここが問題!

● 子ども・子育てを社会全体で支える仕組みの欠如

日本の子ども・子育て関係支出は先進国中最低の水準。また、制度も使い勝手が悪く、こうした点を背景に子どもの貧困率は高く、特にひとり親世帯の貧困率は50.8%（2009年）と先進国中最悪の水準。

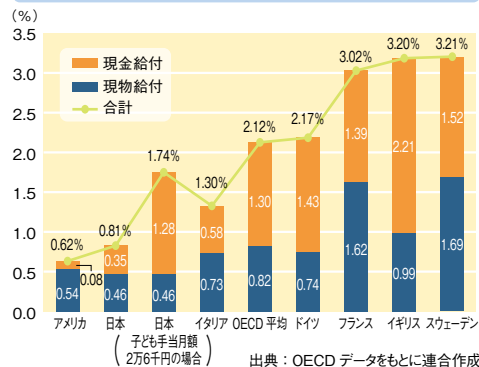
● 子どもの育ちを取り巻く環境の悪化

不登校や引きこもり、児童虐待などで支援を必要とする子どもが急増しているが、その支援環境は不十分。

● 脆弱な子育て支援環境

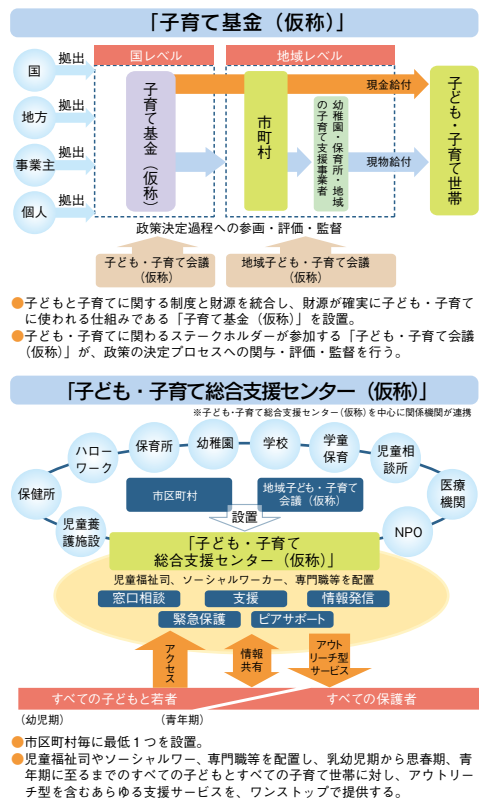
子育て支援環境の不十分さを背景に、保護者に育児不安感が広がっている。また、仕事と子育ての両立を諦めざるを得ない女性が少なくない。

GDPに占める子ども・家族に関する社会支出の割合(2005年)



改革のアプローチ

- すべての子どもと子育てを社会全体で支える仕組みである「子育て基金(仮称)」構想を具体的に実現する。
- 子どもと子育てに係わる総合的なサービス支援拠点として、市区町村毎に「子ども・子育て総合支援センター(仮称)」を設置する。
- 「こども園(仮称)」の創設による幼保一体化の推進と、保育環境の質の改善、及び他の社会保障制度に比して高い利用者負担の軽減を実現する。
- 放課後児童クラブ、多様な保育サービス等の保育環境及び処遇を抜本的に拡充する。
- 児童養護施設の設置・運営基準の改善等、要保護児童の育ちの環境と支援体制を強化する。
- 経済的支援や現物給付の拡充など通じ、「子どもの貧困」、「ひとり親世帯の貧困」を解消する。
- 労働時間の短縮や多様な勤務制度の整備など、ワーク・ライフ・バランス政策を推進する。



2025年の姿

2025年には、雇用労働者、自営業者など就業形態を問わず誰もが安心して働くことができ、やむを得ず失業あるいは疾病による休業や離職をした時でも、スティグマが発生しない、利用しやすいセーフティネットが構築されています。生活に不可欠な「住宅」、「医療サービス」、または「就学」への支援は、生活保護に陥る手前から利用することができ、雇用労働政策と社会保障政策との連携により、就労や仕事を通じて自立と参加を実現できるセーフティ社会となっています。



現状・ここが問題!

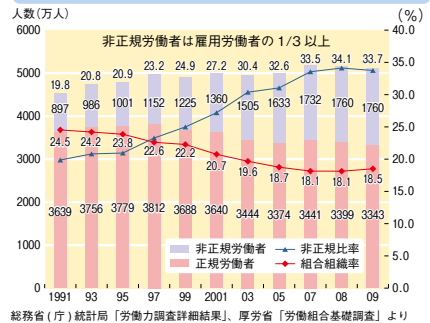
● 非正規労働者の増大と社会保険、雇用保険の未適用

非正規労働者は全雇用労働者の3分の1を超え、年収200万円以下の就労者が1,000万人を超えている。非正規労働者は社会保険、雇用保険に適用されていないことが多く、また失業と同時に住居も失うなど、社会的セーフティネットが機能していない。

● 貧困問題と機能していない社会的セーフティネット

生活保護世帯は、2011年2月段階で144万世帯まで増え、特に現役世帯の割合が増加。また、自殺者数は1998年以来12年連続で3万人を超え、なかでも経済苦による自殺は社会的セーフティネットが機能していない現れといえる。

非正規労働者と正規労働者の推移



改革のアプローチ

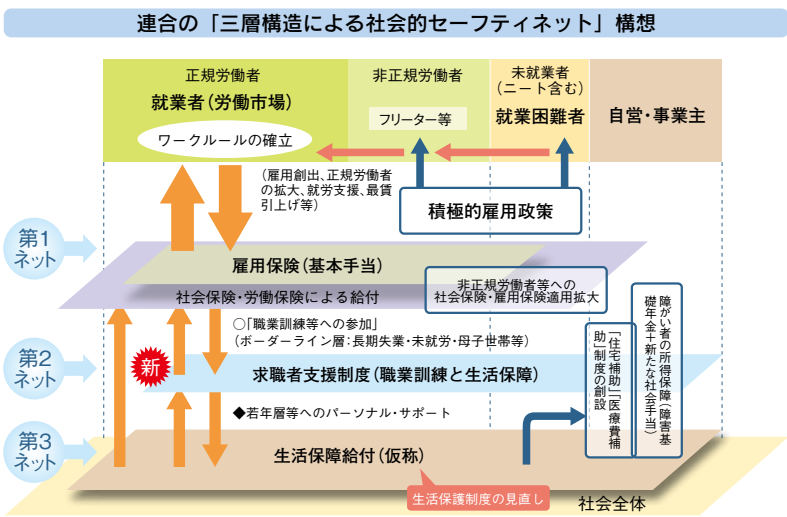
○ 雇用保険、社会保険（第1層）、求職者支援制度や住宅支援、医療費補助など（第2層）、生活保障給付（第3層）による三層構造のセーフティネットを構築する。

○ 雇用労働政策と社会保障政策との連携をはかり、恒久的かつトランポリン型のセーフティネットとする。

- 第1層：雇用・社会保険ネット
 - ワークルールの確立と積極的雇用政策の推進
 - パート労働者等の社会・労働保険の完全適用および給付改善
- 第2層：求職者支援ネット
 - 求職者支援制度等によるトランポリン型の第2のセーフティネット
 - 生活保護に至る前の住宅支援（公営住宅などの現物給付、家賃補助など）
 - 個別的・継続的に相談・カウンセリングを行うパーソナル・サポート（個々人の課題に対応するため、「個別的」・「継続的」・「制度横断的」に提供される支援）
- 第3層：生活保障ネット
 - 第2層のセーフティネットからもやむを得ずこぼれおちる人に対し健康で文化的な最低限度の生活を営むための福祉の「最後の砦」として、公的扶助による「生活保障制度」を確立

◆ 求職者支援法

連合が、積極的雇用政策と積極的社会保障政策の連携による「三層構造による社会的セーフティネット」の柱となるものとして求めてきた求職者支援法が2011年5月に成立し、同年10月から施行されます。



2025年の姿

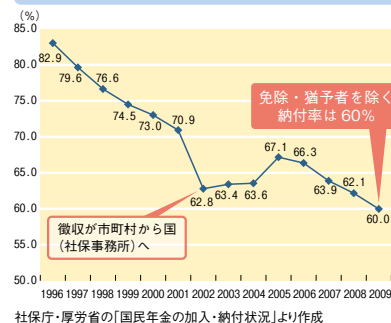
2025年には、現行制度の改善の取り組み(第1段階の改革)を終え、就業形態にかかわらずすべての人が同じ所得比例年金に加入し、真の国民皆年金が実現しています(第2段階の改革)。具体的には、公費を財源とする最低保障年金(税方式)と所得に応じた保険料による所得比例年金(社会保険方式)の組み合わせにより、すべての人に高齢期における一定水準の所得保障が確立されています。



現状・ここが問題!

- **保険料未納の広がりは、高齢期の低年金・無年金に直結**
国民年金保険料納付率は低下傾向に歯止めがかからず、2009年度では60%まで低下。未納者の中には、被用者年金に適用されない雇用労働者が多数存在。こうした未納者は、将来低年金・無年金者になり、高齢期における貧困につながる。
- **就業形態や制度間格差による負担と給付のアンバランス**
1986年に国民共通の「基礎年金」が制度化されたが、国民年金、厚生年金、共済年金の各制度間で負担と給付のバランスがとれていない。また、第3号被保険者制度は、本人のみならず配偶者によって決まる制度となっており、公平な制度になっていない。

国民年金保険料の納付率の低下



改革のアプローチ

- 第1段階では、**基礎年金の全額税方式化、被用者年金の一元化**を図り、第2段階では、**自営業者等の「所得比例年金」を創設したうえで、全ての年金制度を一元化するとともに、基礎年金を「最低保障年金」へ転換。**
- 支給開始年齢は65歳を堅持し、標準的な年金水準は**所得代替率50%**を維持。

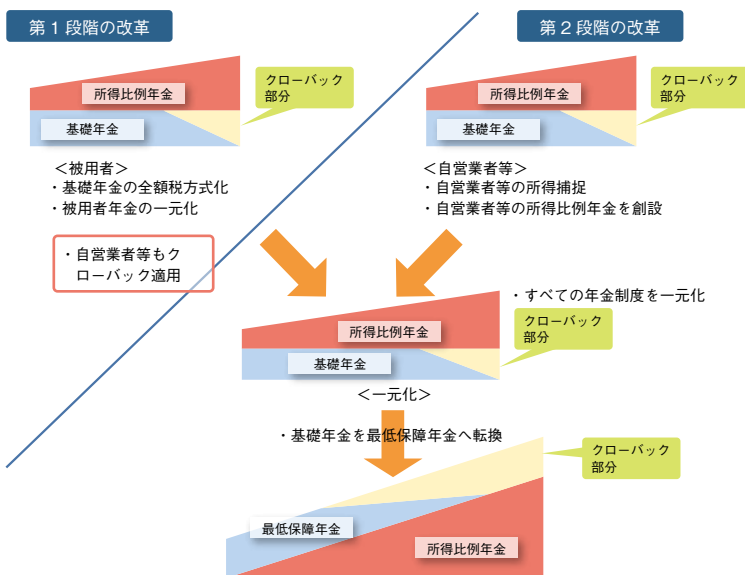
第1段階の改革

- すべての雇用労働者が原則被用者年金に加入
- 被用者年金(厚生年金、共済年金)の一元化
- 基礎年金を全額税方式化。1/2を一般財源、1/2を社会保障目的税に。
- 逆進性の緩和策として、給付つき税額控除を導入
- 基礎年金の給付水準は月額7万円程度。一定以上の年収世帯(自営業者・被用者世帯)は、基礎年金をクローバック(払い戻す)
- 所得比例年金の労使負担割合を労働者45%、使用者55%

第2段階の改革

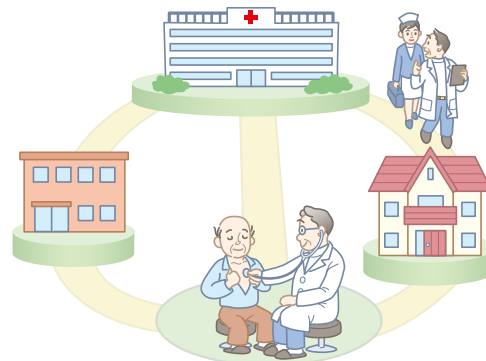
- 自営業者の所得比例年金を創設し、全ての年金制度一元化
- 基礎年金を最低保障年金へ転換し、所得比例年金を補完
- 最低保障年金の給付水準は月額7万円程度

2段階で進める年金制度改革



2025年の姿

2025年には、地域医療提供体制が再整備され、いずれの地域でも必要な医療が受けられています。患者・家族と医療現場との「信頼関係」が確立し、安心と信頼の医療が確立しています。また、高齢者や精神疾患をもつ人の「社会的入院」が解消し、「こころの健康」に対する良質なサービス提供体制が整備されています。国民皆保険の下ですべての人が負担可能な費用で必要とする良質な医療が受けられ、健康増進の取り組みと社会的セーフティネットの充実により「健康格差」は解消しています。



現状・ここが問題！

- 地域医療を支える病院で、周産期、救急、外科などを中心に医師の確保が困難になり、診療科の閉鎖、救急搬送先や分娩機関の確保ができない地域が発生

背景には、医師派遣システムの変更、医療費抑制政策、勤務医の労働条件の厳しさ、女性医師の出産・育児による離職がある。

- 急速な高齢化で医療保険財政は悪化。保険料や高齢者医療への拠出金・支援金の負担が増加

非正規労働者は被用者保険から排除された上、低所得者やいわゆるワーキングプアが国民健康保険料を払えず「無保険状態」になっている。

- 医療における患者・家族と医療現場の間に存在する「情報の非対称性」
- 認知症、メンタルヘルスなど精神疾患が急増

改革のアプローチ

- 安心して暮らすための地域医療提供体制の確立と医療機関の機能分担と連携強化。「家庭医」を制度化し、「医療と介護」の切れ目のない連携を進める。
- 患者本位の医療の提供と、患者・家族と医療現場との「信頼関係」の確立。
- 当事者自治と保険集団の同質性を重視した職域保険と地域保険(国保の広域化)を基本に、保険者機能の発揮と国民皆保険制度を確立する。
- 高齢者医療費の公費対象年齢(5割)を75歳から70歳に引き下げ、現役や乳幼児等の窓口負担を軽減する。
- 地域保健、産業衛生の分野から「こころの健康」対策を強化する。
- 疾病予防や健康づくりの推進、公衆衛生などの危機管理体制を確立する。

● 職域保険(被用者保険)

雇用労働者のための医療保険。事業所や職種等の単位で保険者を構成することで、健康づくりやレセプト審査等の保険者機能を発揮させる。就労時間や雇用形態、事業所の規模等にかかわらず原則としてすべての雇用労働者に適用する。

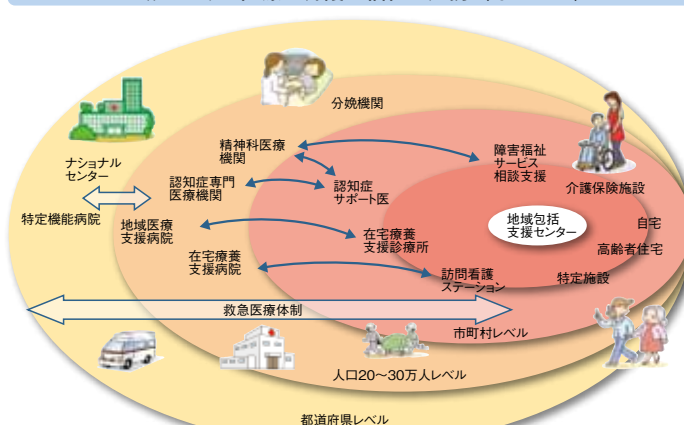
● 地域保険

職域保険に加入しない、自営業者や失業者等のための最後のセーフティネットとしての医療保険。市町村が保険者の国民健康保険について、保険財政の都道府県単位化と公費の投入により財政力を確保し、保険者機能を発揮する。

● 高齢者の医療保障

働き続ける高齢者は被用者保険に加入し続ける。退職者は、①被用者保険グループが支える「退職者健康保険」への加入、②被用者保険への任意継続加入、③国民健康保険への加入—から選択する。

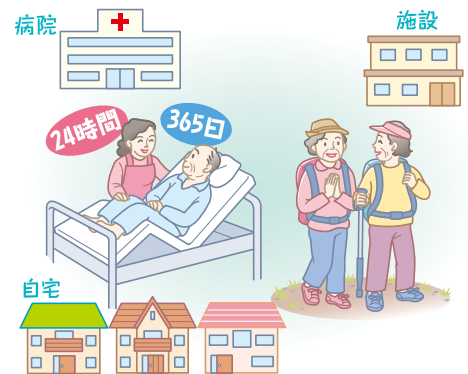
地域における医療・介護・福祉の連携(イメージ)



2025年の姿

2025年には、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会が実現しています。

高齢者のニーズを満たした「住まい」が確保され、高齢期に必要な予防・見守りを含む介護サービスが安定的に提供され、医療・介護・福祉・保健が連携した「地域包括ケアシステム」が実現しています。また、誰もが必要なサービスを24時間365日利用でき、年齢や要支援・要介護の理由を問わずすべての人を対象とした総合的・普遍的な介護保険制度が確立しています。



現状・ここが問題!

● 急激な超高齢化の進行と介護ニーズの増大

高齢化率(65歳以上の高齢者人口)は、現在25%程度から2025年には30%を超える見通し。労働者人口の減少、国民負担率の増大、医療・介護ニーズの増大などに対応した社会保障制度の再構築が急務。介護保険制度は、制度発足から10年で、サービスの利用者(2009年度約400万人)、介護保険の総費用(2010年度約7兆4000億円)がともに倍増。

● 単身・高齢夫婦のみ世帯、認知症高齢者が増加し、孤立化

● 家族等介護者(ケアラー)の不安や疲弊、孤立化

ケアラー(家族等介護者)とは、介護、看病、療育、世話、こころや身体に不調のある家族への気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人たちのこと。家族の介護のために就労中断を余儀なくされたケアラーは、多くの場合、経済的に困窮し、再就職の見通しも立ちにくく、社会的な支援が求められています。



改革のアプローチ

○ 住み慣れた地域で安心して生活するため、医療・介護・福祉・保健の連携で「**地域包括ケアシステム**」を確立する。

○ 総合的・普遍的な介護保険制度の確立による安定した保険運営と、**地域包括支援センターの機能強化**による切れ目のないサービス提供体制の確立。

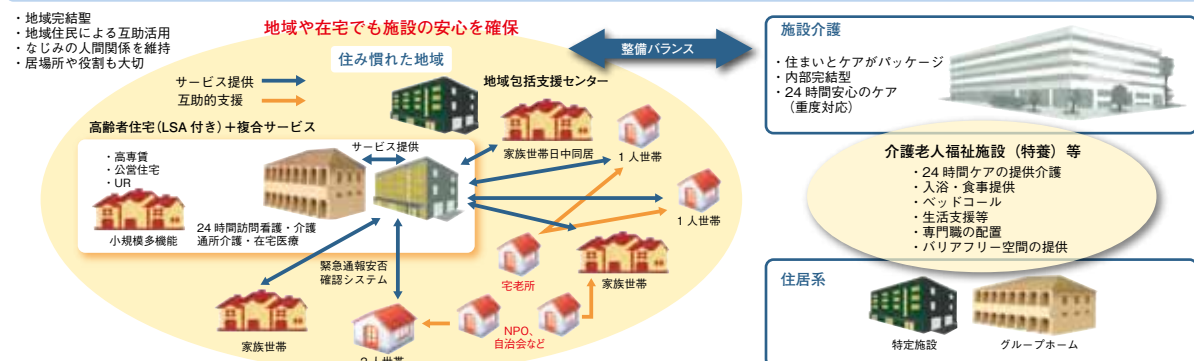
○ **家族等介護者(ケアラー)**への支援体制

の充実、及び仕事と介護の**両立支援体制**の確立。

○ 介護労働者の**適正な処遇**による**安定的な人材確保**。

○ 高齢者の持つ熟練や技能を社会に生かし、年金受給との接続をはかるために希望すれば65歳まで働き続けられる環境や法制度の整備。

これからの地域包括ケア体制のイメージ

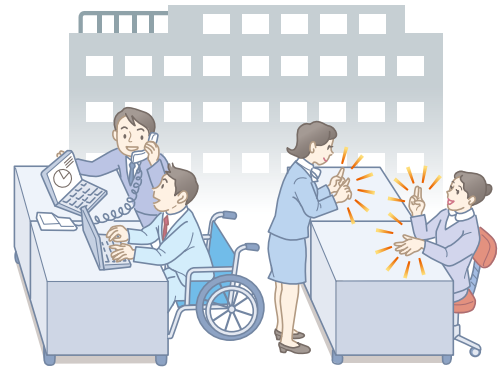


※施設において提供される各種生活支援サービスは地域においても不可欠。介護サービスに加えて見守り・配食・安否確認ITシステム・地域送迎等をシステム化して、地域包括ケア体制へ。 出典：厚生労働省

2025年の姿

2025年には、国連障害者権利条約に基づき、国内法が整備され、障がい者の人権、社会参加、地域生活の権利を確立しています。

福祉的就労を抜本的に見直し、社会的就労などの普及をはかり、多様な就業機会が整備されています。実質的な平等を保障するための合理的配慮とポジティブアクションを通じてすべての障がい者が社会的、精神的、経済的に自立し、地域で暮らす権利が保障されているインクルーシブな社会が実現しています。



現状・ここが問題!

● 低い障害者雇用率 (法定雇用率 1.8%も未達成)

日本の民間企業(従業員 56 人以上規模の企業)の障害者雇用率は 1.63%

● 障がい者は、生活のあらゆる場面で情報へのアクセスやコミュニケーションにおける困難に直面

身体障がい、知的障がい、精神障がいを合わせて、障がい児・者は約 744 万人とされているが、発達障害、難病者など、「制度の谷間」に置かれている人もいます。

● 乏しい精神障がい者への支援

精神障がい者の入院者数は約 32 万人、入院 5 年以上の患者が 43%、20 年以上が 15%を占めるなど、長期入院が多く、半数以上は「社会的入院」。入院治療から地域生活移行を進めることで、治療効果や社会参加による自立可能性が高まることが立証されているが、その体制は脆弱。

◆ 政府の障がい者制度改革

政府は、2009 年秋、内閣府に「障がい者制度改革推進会議」を設置し、国連障害者権利条約の批准と必要な国内法の整備、障害者自立支援法の廃止とそれに代わる新しい障がい者総合福祉法(仮称)の制定など障がい者制度改革の取り組みに着手しています。この推進会議は障がい当事者が委員の半数以上を占め、当事者参画を体現する陣容となっており、この作業を通じて、戦後初めての障がい者政策の画期的な見直し作業が進んでいます。

改革のアプローチ

○ 障害の定義は、WHO の「国際生活機能分類」や障害者権利条約に則し、従来の「医療モデル」から「社会モデル」に転換する。

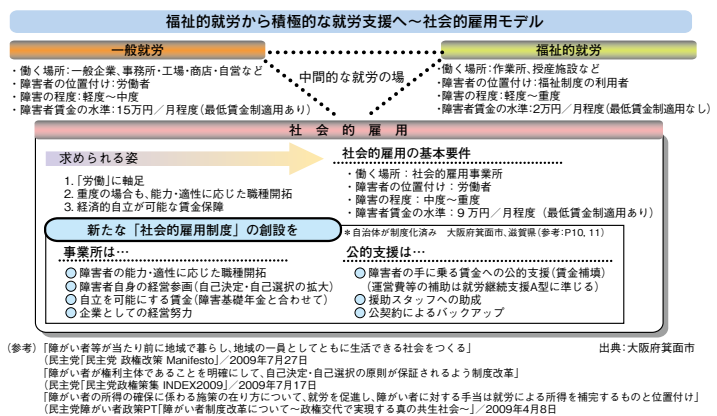
○ 国際水準以上の法定雇用率を実現し、障がい者の就労の場を拡大する。「福祉的就労」から「一般就労」への移行を進めるため、その間に、「社会的就労(公的支援型就労)」を位置づけ、公的支援を整備・拡充。

○ 障がい者の地域生活支援体制を確立する。地域ごとに、「障がい者総合生活支援センター(仮称)」を設置し、包括的な支援体制を整備する。

*とりわけ、世界ワースト 1 の精神科入院(約 32 万人)の縮減、解消をめざし、「社会的入院」から「地域生活移行」を進め、地域生活支援体制を確立する。

● 国連障害者権利条約

2006 年 12 月に国連で採択された障害のある人の基本的人権を促進・保護し、個の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際原則。移動、教育、雇用、医療、文化・スポーツなどあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定している。



2025年の姿

2025年には、すべての人の生存権と尊厳ある暮らしを保障するため、「住まい」が社会保障政策として明確に位置づけられ、失業や社宅の廃止などに伴い住居を失った人、持ち家のない低所得世帯、ひとり親世帯、在宅障害者世帯などが確実に「住まい」を確保できる環境が整っています。介護保険施設、居住系サービス、母子や児童等のための入所施設においては、良好な居住環境が確保されています。



現状・ここが問題!

- 雇用情勢の悪化で、雇用契約の終了・解約と同時に住居を失う非正規労働者が発生。
- 劣悪な居住環境を提供する貧困ビジネスによる被害が発生。
- ホテルコストの負担で低所得の高齢者の特別養護老人ホームへの入所が困難に。無届けの有料老人ホームなど居住環境の劣悪な施設での生活を余儀なくされている。
- 児童養護施設などの社会福祉施設では、虐待事案の急増などで入所する児童が増加。子どもたちは健全な発育にふさわしいとは到底言えない居住環境。

改革のアプローチ

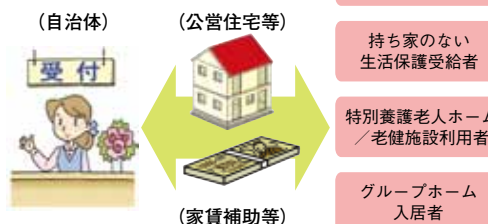
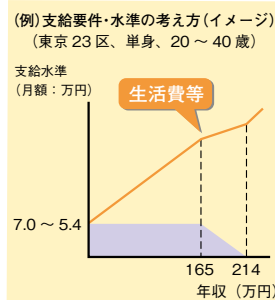
- 「住まい」を社会保障政策として明確に位置づけ、「住宅セーフティネット」を構築する。
- 失業者、低所得者、高齢者（介護保険施設、グループホーム等の入居者を含む）などが住居を確保し、安心して暮らせるよう、現物給付（借り上げ・公的住宅）または現金給付（家賃補助等）による「住宅支

援制度」を創設する。

- 施設を「住まい」と位置づけ、介護保険施設、居住系サービス、グループホーム等は「ユニットケアを基本」とし、個人の尊厳を重視し良質な居住環境を確保する。また、母子や児童などのための入所施設の居住環境を抜本的に改善する。

住宅支援制度のイメージ

- 持ち家のない一定水準未満の収入※の人を対象に、住宅の現物または家賃補助等を行い、生存権を保障する。
- ※給付対象は生活保護制度の最低生活費の1.3倍未満の収入の者を想定。
- 支給水準は、最低居住面積基準を勘案し地域別に国が定める基準単世家賃を上限に、収入に応じて逓減させる。
- 介護保険施設やグループホームの居住費の一部に対する補助としても充てられるものとする。（支給水準については、現行の補給給付をベースに要検討。）
- 住宅支援制度の創設により、生活保護制度の住宅扶助は廃止する。
- 国が財源を保障し、生活保護制度の実施機関（都道府県または市等）が実施事務を担う。



●最低生活費

日本国憲法第25条で定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するために、厚生労働省が定める生活費で、原則として毎年改定される。居住地域、世帯構成のほか教育、医療及び介護のための必要費用などを考慮して算出される。

●最低居住面積基準

住宅ストックの質の向上を誘導するための指針として、国が住生活基本法に基づいて住生活基本計画において定めている基準。単身者で25m²、2人以上の世帯で10m²×世帯人数+10m²とされている。

連合の「給付と負担」 将来推計

連合推計による2025年度の
国民負担率は41%程度
一定の名目成長のもとで負担は十分に可能

連合は、「新21世紀社会保障ビジョン」で、2025年の社会保障給付費について、総額165兆円（年金64兆円、医療57.5兆円、うち介護24兆円、子ども・子育て支援10兆円、その他の福祉が6兆円）と推計しました。これを賄う社会保障の負担総額は163兆円で、社会保険料負担が83.7兆円、公費負担（国、地方負担）が79.5兆円程度と見込まれます。

| | 2006年：厚生労働省推計 ^{注1} | | H20年度 ^{注2} [社会保障給付費] | 社会保障 国民会議推計 | 連合 「新社会保障ビジョン」 |
|------------------------------------|-----------------------------|---------------------|----------------------------------|----------------|-------------------|
| | 2006年度 | 2025年度 | 2008年度 | 2025年度 | 2025年度 |
| | | ● Bケース (低目の経済成長) | ● 現行の実績 | ● B3シナリオ | |
| 社会保障給付費 (A) 兆円 | 89.8 | 136 | 94.1 | | 165 |
| 年金 (基礎年金+厚生+共済) うち基礎年金 (最低保障年金) | 47.4 19.4 | 62 28 | 49.5 19 | (現行制度) 28 | 64 24.2 |
| 医療 | 27.5 | 48 | 29.6 | 58.2 | 57.5 |
| 福祉等 | 14.9 | 27 | 12.6 | | 40 |
| うち介護 | 6.6 | 16 | 7 | 22 | 23.9 |
| うち子ども・子育て | | | 1.5 | | 10.0 |
| うち障がい福祉 | | | 1.2 | | 2.7 |
| うちセーフティネット関連 | | | 2.8 | | 1.5 |
| うち住宅補助等 | | | 0 | | 1.8 |
| その他 (雇用保険、労災 等) | | | 2.4 | | 3.1 |
| ◆対国民所得比 (A/E) | 23.9% | 27.6% | 26.8% | — | 36.0% |
| ◇社会保障給付費の対GDP比 (A/F) | 17.6% | 20.3% | 19.0% | — | 26.4% |
| 社会保障に係わる負担 (B) | 82.8 | 137 | 90.2 | | 163 |
| 社会保険料負担 (C) | 54.0 | 86 | 57.5 | | 83.7 |
| 公費負担 (租税負担・D) | 28.8 | 51 | 32.7 | | 79.5 |
| 国 | (20) | (35) | 23.5 | | (59) |
| 地方 | (8.8) | (17) | 9.2 | | (20) |
| 国民所得 (E:兆円) | 375 | 492 | 351.5 | 547 | 457 |
| ◆社会保障負担総額の負担率 (B/E) | 22.1% | 27.8% | 25.7% | | 35.7% |
| ①社会保険料の負担率 (C/E) | 14.4% | 17.5% | 16.4% | | 18.3% |
| (イ) 社会保障に係わる租税負担率 (D/E) | 7.7% | 10.4% | 9.3% | | 17.4% |
| (ロ) 社会保障給付以外の租税負担率 | 16.5% | 20% ^{注4} | 15.0% | | 20% ^{注4} |
| 租税負担額 (兆円) | 90.6 | | 85.4 | | |
| ②租税負担率 ((イ)+(ロ)) | 24.2% | 30.4% | 24.3% | | 37.4% |
| 国民負担率 (①+②) | 38.6% | 47.8% | 40.7% | — | 55.7% |
| 「国民負担」の対GDP比率 | 28.3% | 35.2% | 28.9% | — | 40.9% |
| F:国内総生産 (GDP:兆円) | 511 | 669 | 494.1 | 745 | 623 |

2012年以降の経済前提
物価上昇率1.0%
賃金上昇率1.8%
運用利回り3.1%
国民所得の伸び率1.3%
(賃金上昇率-0.5%)

2012年以降
(2007年2月の年金財政試算の前提)
物価上昇率1.0%
賃金上昇率2.1%
運用利回り3.2%
名目成長率1.6%

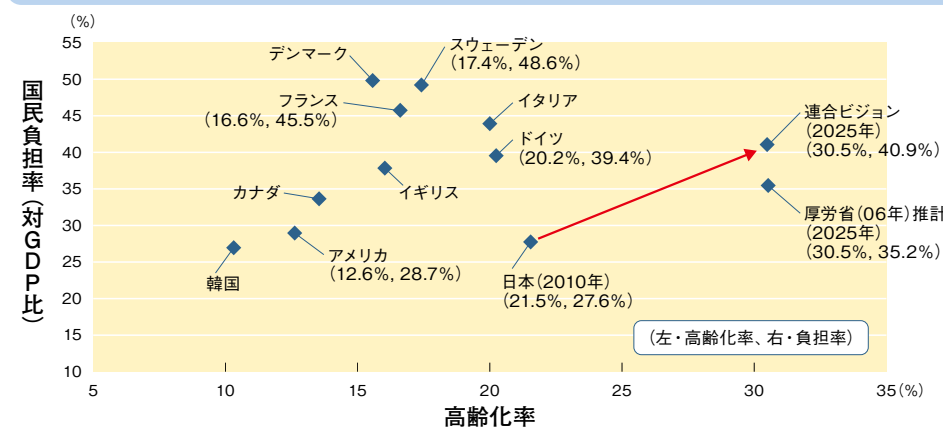
名目成長率は、内閣府
「経済財政の中長期試算」(2010年6月)
の「慎重シナリオ」を想定^{注3}
2012年以降:
名目成長率1.6%~1.9%
賃金上昇率は名目成長率と同じと想定。
物価上昇率は2015年以降1.2%

子ども・子育て関係の社会保障給付費
の「現行の実績 (1.5兆円)」は、2008
年度における現金給付 (児童手当等) の
合算値。
現金給付 (子ども手当等) と現物給付を
総計した最新の子ども・子育て関係給
付費は6.0兆円程度 (2010年度) であ
り、2025年には10.0兆円程度が必要と
なると推計した。

障がい者の対象と給付をOECD水準並
とする。
介護保険の普遍化で、2兆円程度を介
護保険から給付すると仮定した。

注1) 厚生労働省推計は2006年5月の推計。2025年度の保険料負担、公費負担の記載がないため、一定の前提で連合が推計した。
注2) 現行実績 (2008年度) は、国立社会保障・人口問題研究所の「H20年社会保障給付費」調査による。
注3) 連合「新社会保障ビジョン」は、内閣府「経済財政の中長期試算」(2010年6月)の「慎重シナリオ」を前提に推計した。
注4) 社会保障給付以外の租税負担率は、国民所得の20%程度と仮定して試算した。

高齢化率と国民負担率の国際比較 (2007年)



2010年度の日本のGDPに対
する国民負担率は27.6% (租
税負担率15.2%) で、欧米先
進国の中では最も低い水準
ですが、2025年度の国民負
担率は41%程度となる見通
しです。これは2007年のド
イツ39.4%と同水準であり、
一定の名目成長があれば、負
担は十分に可能です。

連合「新21世紀社会保障ビジョン」による「給付と負担」の将来推計

◇年収別の家計負担の仮定試算（「新21世紀社会保障ビジョン」と「第3次税制改革基本大綱」による仮定試算）

「新21世紀社会保障ビジョン」と「第3次税制改革基本大綱」にもとづき、下記の「試算の前提」において、共働き世帯と一人親世帯の年収別可処分所得を試算した結果は、以下の通りです。例えば、共働きで世帯年収500万円の家計では、現在、税・社会保険料を差し引いた可処分所得が約408万円ですが、「新21世紀社会保障ビジョン」を反映させると社会保険料の負担軽減等により409万円、加えて「第3次税制改革基本大綱」を反映させると給付つき税額控除の効果等により437万円になります。さらに、子ども手当や高校授業料の実質無償化を含めると現行21.7%の負担率は、17.0%になります。

試算の前提

☆連合「新21世紀社会保障ビジョン」（2025年度）

- ・厚生年金保険料率15%（労6.75%：使8.25%）、「協会けんぽ」保険料率10.4%、介護保険料率2%、雇用保険料率1.6%。
- ・社会保障機能強化の安定財源確保のための消費税率の引き上げ（国と地方分合わせて15%）を仮定として、試算した。

☆連合税制改革の実施（2025年度）

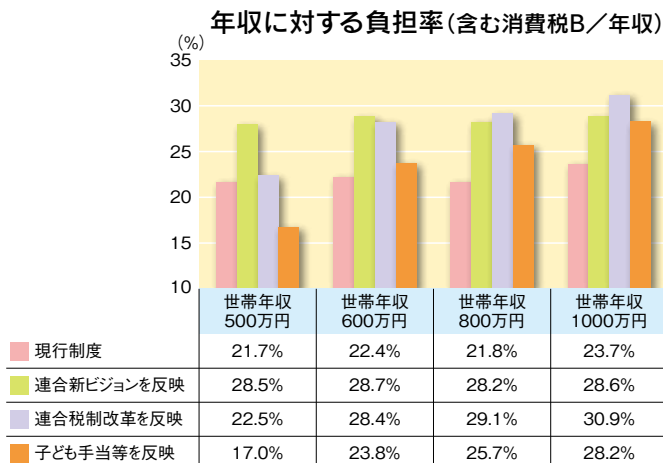
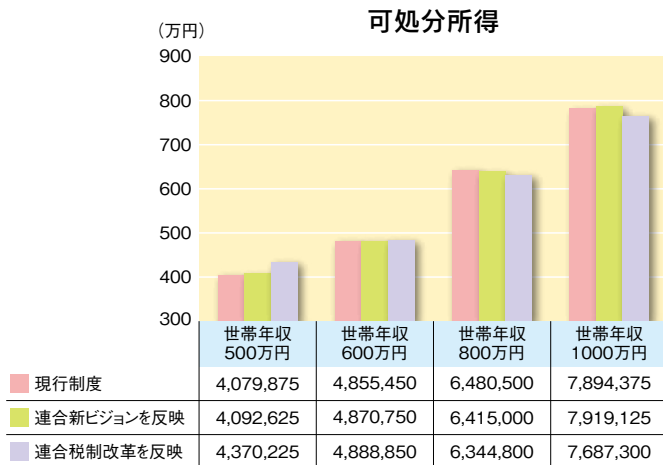
- ・所得税の税率を一律に5%引き上げ（10%～45%の6段階）、個人住民税の税率を11%とする。
- ・人的控除の税額控除化と引き上げ（基礎税額控除7.6万円（住民税6.6万円）、扶養税額控除3.8万円（住民税3.3万円））等。
- ・給与収入200万円以下の層への「給付つき勤労税額控除」（社会保険料の半額）、課税最低限以下の層への「給付つき消費税額控除」（1人6万円）を創設。
- ・「給付つき消費税額控除」は、1人の基礎的消費支出（40万円）×消費税率（15%）で6万円（消失控除あり）として試算。

☆子ども手当（月額1.3万円）、高校授業料の無償化を給付として反映。

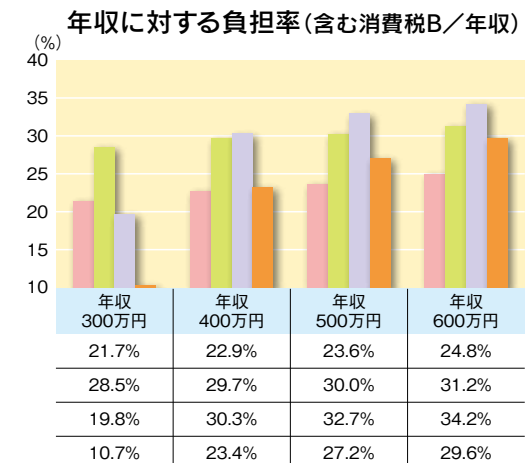
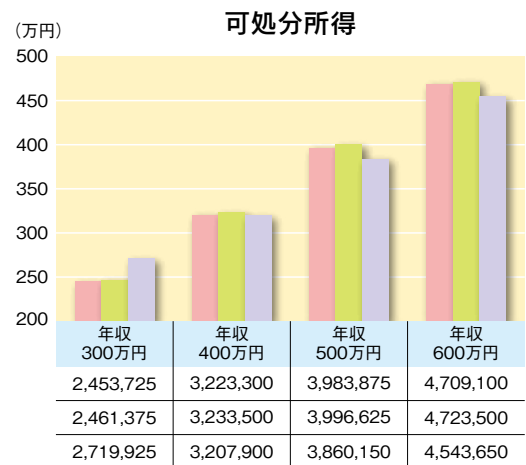
（参考）「世帯」別の家計負担の仮定試算

○ おおよそ年収300万円以下世帯では負担が軽減、年収600万円以上は負担が増える

共働き世帯（夫婦＋小学生＋高校生）



1人親・子2人世帯（小学生＋高校生）



連合「第3次税制改革基本大綱」ダイジェスト版のポイント



提言のポイント

連合「第3次税制改革基本大綱」は、「新21世紀社会保障ビジョン」とあわせ、「社会保障と税の一体改革」のトータルビジョンとして提起するものです。日本の税財政の基本的な機能を回復させ、「働くことを軸とする安心社会」を支えることのできる「公平、連帯、納得」の税制の実現をめざします。具体的な提言のポイントは、以下の4点です。

- ①消費税偏重としないバランスのとれた税体系とすること。
- ②給付つき税額控除の導入、人的控除の見直し、累進性の強化などにより基幹税である所得税を再構築し、税の所得再分配機能を強めること。
- ③消費税は将来に向けた社会保障制度の維持・強化に充当すること。
- ④地域による偏りが少なく安定的な地方税体系とすることに向けた税制改革を提起すること。

現状の問題点

連合は、①公平の原則、②十分性の原則、③経済の安定と成長の原則、④簡素・明確の原則、⑤費用最小の原則という5つの租税原則を重視しています。この原則からみて、現状にはつぎのような問題があります。

- 税と社会保障を通じた所得再分配機能が弱まっている。
- 給付と負担のバランスが崩れ、財政は急速に悪化している。
- デフレが国民生活と財政の悪循環を招いている。
- 経済社会情勢の変化に対応できていない。



改革の視点

現状の問題点を踏まえ、以下の7つを改革の視点としています。

- ①「納得」を高めるための納税者の立場に立ったわかりやすい税制
- ②「公平」を高めるための税と社会保障を通じた所得再分配機能の強化
- ③「連帯」を強め、少子高齢社会を支えあう税制
- ④地方分権とバランスのとれた地方税財源改革
- ⑤経済と環境を両立させるための税制
- ⑥グローバル化への対応
- ⑦経済成長と持続可能な財政基盤の確立

具体的な提言

I. 納税者の立場に立ったわかりやすい税制

情報公開と租税教育の強化／「納税者権利憲章(仮称)」の制定／申告納税選択制の導入／社会保障・税の共通番号の導入／適切な所得把握のための体制整備、クロヨンの是正／決定過程への労働者代表の参画

II. 所得税の再構築

課税最低限の引き上げ／給付つき税額控除の導入(勤労税額控除、消費税税額控除)／税率構造の見直し／(段階的に5%程度引き上げ、新たなブラケット追加)／金融所得課税の強化／人的控除の組み換え(所得控除から税額控除・社会手当化へ)／給与所得控除の見直し(実額と概算控除の選択制、特定支出控除の範囲拡大)

III. 消費税の社会保障安定財源化

消費税の制度的欠陥の是正(インボイス方式導入、簡易課税制度、免税点の廃止等)／用途の明確化(基礎年金、高齢者医療、介護、少子化対策など社会保障給付費に充てる)／社会保障制度の維持・機能強化に対応した段階的な引き上げ／消費税の逆進性緩和(課税最低限以下の層を中心に消費税負担分を還付「消費税税額控除」)

IV. 法人所得課税の改革

企業の社会的責任に見合った税・社会保険料負担とし、原則、すべての雇用者に社会保険を適用／原則、すべての法人に法人事業税の外形標準課税適用／租税特別措置の見直し／中小企業支援やディーセントワークを後押しする改革

V. 地方税財政の改革

地域による偏りが少なく安定的な地方税体系／地方交付税制度と現行交付税の水準維持／国庫補助負担金の改革

VI. 資産課税の強化

バブル経済以前の水準まで相続税を強化し、格差の拡大・固定化を是正／土地税制は保有段階の課税を基軸に経済状況に応じた譲渡・取得段階の課税を弾力的に組み合わせ、地方税収安定化と土地の有効活用促進をはかる。

VII. その他の課題

- 自動車関係諸税の軽減・簡素化等
- 地球温暖化対策のための税、既存税制のグリーン化
- 「新しい公共」を支える税制
- 重要な検討課題(国際課税等)

実現に向けて

税財政抜本改革の実現に向けて～税財政抜本改革の戦略的推進～

- 2013年までを震災復興・デフレ脱却の集中的な取り組み期間と位置づけ、復興・再生を最優先とする予算編成を行う。政策の優先順位付けの見直しなどを徹底して行うとともに、必要に応じて国債の増発や時限的な「付加税」の新設を検討する。
- 税制抜本改革は、社会保障の機能強化等とセットで行い、単なる増税と受けとめられないように説明責任を果たす。特に、少子化対策や第2のセーフティネットの整備等、働く人・働きたい人を支援する給付を、早期に重点的に行うことで税と社会保障の一体改革に対する理解を深める。



**すべての世代を支える持続可能な社会保障へ
連合「新 21 世紀社会保障ビジョン」ダイジェスト**

2011 年 7 月

編集・発行：日本労働組合総連合会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11

TEL：03-5295-0523（生活福祉局）

FAX：03-5295-0546

E-mail：jtuc-seikatsu@sv.rengo-net.or.jp

ホームページ：http://www.jtuc-rengo.or.jp/

印刷：(株)コンポーズ・ユニ

この冊子は再生紙を使用しています。
